

長野県信濃美術館整備検討委員会設置要綱

(設置目的)

第1条 長野県信濃美術館の整備の方向性について幅広く検討するため、「長野県信濃美術館整備検討委員会」(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について協議するものとする。

- (1) 県立美術館のコンセプト
- (2) 美術館の役割と機能
- (3) 施設整備の考え方
- (4) 運営の考え方
- (5) その他必要な事項に関する事

(委員)

第3条 委員会は、委員 15 人以内で組織する。

- 2 委員は、学識経験者、その他適当と認める者のうちから知事が委嘱する。
- 3 委員の任期は、平成 28 年 3 月 31 日までとする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、委員が互選し、副委員長は、委員長が指名する。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が招集し、会議の議長となる。

- 2 委員会は、必要があると認める時は、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(特別委員)

第6条 知事は、第2条各号に掲げる所掌事務に関し、専門的な視点が必要な事項について意見を聴くため、特別委員を置くことができる。

- 2 特別委員は、知事が委嘱する。

(部会)

第7条 専門的見地から検討するため、委員会に作業部会(以下「部会」という。)を置く。

- 2 部会に、部会の活動を総括する部会長を置く。
- 3 部会長は委員長が指名する。
- 4 部会の組織は別に定める。

(事務局)

第8条 委員会の事務局を県民文化部文化政策課に置き、必要な事務を行う。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、平成 27 年 3 月 13 日から施行する。